

無料で木造住宅の耐震診断が受けられます

☎ 開発建築指導課 (☎65-6543)

耐震診断員を派遣し、木造住宅の耐震診断を無料で行います。
希望者には、耐震改修にかかる概算費用も算出します。

【対象住宅】

- ①昭和56年5月31日以前に着工し、完成しているもの
- ②延べ面積の半分以上が住宅用になっているもの
- ③階数が2階以下かつ延べ面積300㎡以下のもの
- ④木造軸組工法のもの(枠組壁工法、丸太組工法等でないもの)

【対象者】

対象となる住宅を所有する人

【診断内容】

県に登録している耐震診断員が、主に目視で診断します。
耐震診断の結果、上部構造評点が0.7未満の場合には、耐震改修の概算費用の算出を行います。(希望者のみ)

【予定棟数】

15棟程度(先着順)

【申込期間】

5月20日(月)～7月31日(水)

【申込方法】

所定の申込用紙に必要事項を記入し、次の書類を添えて直接または郵送で下記までお申し込みください。

(添付書類)

- 付近見取図
- 建築物の建築時期・延べ面積のわかる書類(確認通知書・固定資産税課税明細書等・建物の登記簿のいずれかの写し)

※申込用紙は開発建築指導課、または市ホームページからダウンロードすることもできます。

市内では、柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯を筆頭に、各活断層による地震被害が危惧されています。

建築基準法の耐震基準が改正された昭和56年5月31日以前(旧基準)に着工された建築物は、現行の耐震基準を満たさないおそれがあります。過去の地震被害調査の結果から、旧基準の木造住宅の倒壊率は、現行の基準の木造住宅より高いことから、ご自宅の木造住宅の耐震性能を知り必要な備えをすることが重要となります。

提出先

開発建築指導課(本庁舎2階)
〒526-8501
八幡東町632

木造住宅の耐震改修等工事に補助します

☎ 開発建築指導課 (☎65-6543)

耐震診断の結果、倒壊の可能性が高いとされた木造住宅の耐震改修工事に對し、その費用の一部を補助します。

また、耐震改修工事と併せて行う地震避難時の一助となるバリアフリー改修工事費も補助の対象となります。

【対象住宅】

- ①耐震診断の結果、総合評点が0.7未満とされたもの
- ②市が行う「無料耐震診断」(上記参照)の対象となるもの

【対象者】

- 対象となる住宅を所有し、次の要件を満たす人
- ①市税等の滞納がない人
- ②対象工事について、国・県・市の他の制度による補助を受けていない人

アスベストの含有分析調査に補助します

☎ 開発建築指導課 (☎65-6543)

市内の既存建築物に施工されている吹き付け建材のアスベスト含有分析調査の費用を補助します。

これはアスベストを含有する民間建築物の把握とその除去を促進し、市民の生活環境の保全を図ることを目的として実施するものです。

【申込期間】(事業予算内で先着順)
5月20日(月)～9月30日(月)

詳しくは、担当課までお問い合わせください。

ブロック塀の点検をしましょう

☎ 開発建築指導課 (☎65-6543)

ブロック塀は厳しい自然環境のもとで年数とともに老朽化し、ひび割れや欠けや鉄筋のさび、塀の傾き等が発生します。

また、建築基準法の規定を満たさないブロック塀は危険な状態になっている可能性があります。

ブロック塀の維持管理は所有者・管理者の責任です。日頃から点検・診断し、適切な維持管理をしてください。

○ブロック塀の倒壊により犠牲者がでています。

○倒れた塀が道路をふさぎ、避難や救助・消防活動を妨げることになります。

○子どもが登って遊んでいるときに倒壊し、人身事故が起ることも考えられます。

通学路に面してブロック塀等を設置されている所有者の皆さん

通学路に面したブロック塀等の安全性を確保することは、児童をはじめとする歩行者の安全性を確保することにつながります。

通学路に面してブロック塀等を設置されている所有者の人は、早急に安全性について点検してください。

点検の結果、危険性が確認された場合には、付近を通行する人への注意表示等を行うとともに、速やかに補修または撤去してください。

ブロック塀の点検のチェックポイントの例(抜粋)

- 高さは2.2m以下であるか。
- 壁の厚さは15cm以上であるか。(高さ2m以下の場合10cm以上であるか。)
- 壁頂及び基礎に直径9mm以上の鉄筋が設置されているか。
- 壁内に直径9mm以上の鉄筋が縦横に80cm以下の間隔で配置されているか。
- 控え壁が3.4m以下ごとの間隔で設けられているか(高さ1.2mを超える塀の場合)。
- 基礎の丈は35cm以上で、根入れの深さが30cm以上であるか(高さ1.2mを超える塀の場合)。

「ブロック塀の点検のチェックポイント」をホームページに掲載しています。ブロック塀の点検時等にご利用ください。また、点検時には必要に応じ専門家の意見を聞くなど、安全確保に努めてください。



【申込期間】(事業予算内で先着順)
5月20日(月)～7月31日(水)

【申込方法】
事業の着工前にお申し込みください。申込み時に必要な設計図・見積書等の書類について説明しますので、必ず事前に相談ください。

※補助を受けるには、滋賀県講習会修了者名簿に登録されている設計者・施工者に依頼する必要があります。

※平成25年に耐震改修促進法の一部が改正され、住宅等についても耐震診断および必要に応じた耐震改修の努力義務の対象となりました。

避難路等に面したブロック塀等の安全確保のための工事に補助を行います

☎ 開発建築指導課 (☎65-6543)

地震等の災害によるブロック塀等の倒壊被害を防止することを目的に、避難路等に面するブロック塀等の除却、建替え(除却後に新設するもの)、改修に対して補助を行います。

【対象となるブロック塀等】

市内にあるブロック塀で次の要件をすべて満たすもの。

- 通学路等の避難路等に面するもの
- 補強コンクリートブロック造または組積造の塀で、道路面からの高さが60cm以上のもの
- 耐震診断の結果、倒壊危険性がある

と判断されたもの(建築基準法に違反していないものに限る)

【対象者】

ブロック塀等の所有者で次の要件をすべて満たす人。

- ①市税等の滞納が無い人。
- ②対象となる工事について、国・県、市のその他の制度による補助を受けていない人。

【補助金額】
補助対象工事費の2/3(限度額10万円)

※補助金交付決定までに着手(工事業者との契約を含む)した場合はこの事業の対象外となりますのでご注意ください。

【申込期間】
5月20日(月)～7月31日(水)

(事業予算内で先着順)
※申込み時に必要な図面・見積書等の書類について説明しますので、必ず事前に左記までご相談ください。

問合せ先

開発建築指導課(本庁舎2階)
☎65-6543